

仙台市緑化計画に関する事務処理要領

平成 31 年 3 月 27 日 百年の杜推進課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、杜の都の環境をつくる条例（平成 18 年仙台市条例第 47 号。以下「条例」という。）及び杜の都の環境をつくる条例施行規則（平成 18 年仙台市規則 84 号。以下「規則」という。）に規定する緑化基準面積、緑化の面積の算出方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 控除物 緑化範囲に存する構造物（柵、電柱等）で、その水平投影面積を緑化の面積に含めることができないもの。（樹木の樹冠に覆われるもの及び緑地の利用や管理の為に設置されるもの（庭園灯、ベンチ等）を除く。）
- (2) エスパリエ 樹木を建築物の壁面（バルコニー、ベランダ等の外壁面を含む。）、よう壁、柵等（以下「壁面等」という。）に平面的に誘引する緑化手法。規則第 28 条第 5 項第 6 号に規定する壁面等の緑化として扱われるもの。

(緑化基準面積)

第 3 条 規則第 26 条第 3 項第 4 号に規定する改築又は増築前の建築面積とは、条例第 29 条第 2 項の規定による届出の、直近の当該届出のあった時点の建築面積とする。ただし当該届出後に建築物の除却（改築に伴う除却を除く。）又は滅失があった場合は、当該除却又は滅失があった時点のうち、最も小さい建築面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該改築又は増築前に前項の届出がない場合は、平成 18 年 10 月 1 日時点の建築面積とする。ただし当該時点以降に建築物の除却（改築に伴う除却を除く。）又は滅失があった場合は、当該除却又は滅失があった時点のうち、最も小さい建築面積とする。

3 規則第 26 条第 3 項第 5 号に規定する緑化が著しく困難であると認められる場合とは、敷地等の中に緑地を設けることで延焼等の危険が生じるおそれのある場合、採光条件等により植物の生育に著しい障害がある場合等とする。

(緑化の面積の算出方法)

第 4 条 緑化の面積を算出する場合において、1 m²の 100 分の 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 建築物の屋上、屋根、ベランダ等で植物の生育環境の整備がされている場合における、緑化の面積の算出方法等については、規則第 28 条の規定を準用する。

3 植栽する樹木が生育環境等の条件により、規則第 28 条第 3 項第 2 号に規定する面積に相当する生育が困難であると認められる場合は、これを適用しない。また、植栽する樹木がタケ類である場合は、規則第 28 条第 3 項第 2 号イを適用しない。

4 低木による緑化の面積の算出は規則第 28 条第 3 項第 1 号の規定によるほか、次の表に掲げる枝張の区分に応じた、1 m²当たりの植栽本数を満たす場合については、当該低木の植栽範囲を緑化の面積とすることができる。

枝張	20～29 cm	30～39 cm	40～49 cm	50～59 cm	60 cm以上
植栽本数	12 本/m ²	9 本/m ²	7 本/m ²	5 本/m ²	4 本/m ²

5 規則第 28 条第 4 項の規定は、成木に達しない樹木の植栽時の樹高が 60 cm 以上であり、かつ生け垣の長さ 1 m あたり 2 本以上の間隔で連続して植栽されている場合に適用する。

6 規則第 28 条第 5 項第 2 号の規定にかかわらず、葉張り 20 cm 未満の低木及び多年生草本類等の地被植物を植栽する場合は、1 m² あたり 25 株以上植栽されていれば、当該地被植物の植栽範囲を緑化の面積とすることができる。

7 芝その他の地被植物で覆われる部分の用途が駐車場である場合は、緑化保護資材を使用する場合に限り規則第 28 条第 5 項第 2 号の規定による緑化の面積とする。

8 駐車場の車止め又は駐車マスの端から 1 m 以内に存する、芝その他の地被植物で覆われる部分については、その用途が駐車場であるものとして、規則第 28 条第 5 項第 2 号ただし書の規定を準用する。

9 規則第 28 条第 5 項第 3 号の規定は、植栽可能部分に草花等を 1 m² あたり 10 株以上植栽し、かつ、適宜植替え等により 1 年のうち概ね 6 箇月以上草花等を維持すると認められる場合に適用する。

10 業として生産していない菜園等は、花壇その他これに類するものとして規則第 28 条第 5 項第 3 号に規定により緑化の面積とする。

11 規則第 28 条第 5 項第 4 号の規定は、水流、池その他これに類するものの部分の水平投影面の外周の 2 分の 1 以上が、敷地等に存する樹木、草花等の植物又は庭園と接している場合に適用する。

12 規則第 28 条第 5 項第 5 号の規定は、当該植栽可能部分が植物により概ね覆われる場合に適用する。

13 つる性植物の登はん又は下垂により壁面等を植物で覆う場合、規則第 28 条第 5 項第 6 号の規定は、次に掲げる基準に適合する場合に適用する。

- (1) 緑化に用いるつる性植物は木本類又は多年性草類であること
- (2) つる性植物を 1 m あたり 3 株以上の密度で植栽すること
- (3) つる性植物を壁面等へ誘引すること
- (4) 補助資材を設置する場合は、つる性植物と補助資材との組み合わせを次の表のとおりとする
と

植物の性質	主なつる性植物	適正な補助資材
付着型	ナツヅタ、オオイタビ、ヘデラ、ノウゼンカズラ等	ヤシマット、不織布、ヘゴ材等
巻き型	ムベ、テイカカズラ、スイカズラ、クレマチス等	ネット、メッシュ、ワイヤー等

14 成木に達しない樹木を用いて、エスパリエによる緑化を行う場合は、規則第 28 条第 5 項第 6 号ハの規定にかかわらず、当該緑化の面積を中木で 2 m²、高木で 3.6 m² とすることができる。

15 1 個あたりの水平投影面積が 0.5 m² 以下の控除物の面積については、控除物の数にかかわらず、芝その他の地被植物による水平投影面積の 2 % とすることができる。

16 景石、灯籠、踏み石、砂利等で庭園の構成要素と認められるものは、その水平投影面積を緑化の面積に含めることができるが、庭園の水平投影面積の 2 分の 1 を超える分については緑化の面積に含めることができない。

(雑則)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、百年の杜推進課長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日改正)

この改正は、令和4年4月1日から施行する。